

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和6年1月1日現在の所有状況を、償却資産申告書にて1月31日(水)までに役場税務課へ提出してください。

ご提出いただく償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。  
**問合せ先** 役場 税務課  
 内線178

要介護認定高齢者の方へ「障害者控除対象者認定書」を発送します

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で介護保険の認定状況によって一定以上の障害があると認められる場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送を予定しています。

**対象**

- ・ 65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
- ・ 介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準である方

※ただし、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、その等級により同等の控除が受けられる場合は対象外となります。

**認定基準日** 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効な要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。

※対象の方が年の途中で死亡した場合、一斉送付ではなく、申請に基づく発送となりますので、窓口で申請してください。

**問合せ先** 役場 長寿支援課  
 内線115・158

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ  
 LINEPay・PayPay・PayB  
 auPAY・FamiPay



町ホームページ

**問合せ先** 役場 収納課 内線120

障害者控除対象者・特別障害者控除対象者認定基準表

障害者	①知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1以上かつ認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方
	②身体障害者(3級～6級)に準ずるもの	要介護1以上かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	①知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲa以上の方
	②身体障害者(1級～2級)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の方
	③ねたきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

※障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による